

## 工場・事業場等の騒音・振動規制に係る届出について

さいたま市内において、騒音や振動を発生させる施設（表1～表3）を設置する場合や、指定騒音作業（表4）を行う場合は、さいたま市長に所定の届出を行わなければなりません。また、すでに届出をした特定施設の数等の変更をしようとするときも、さいたま市長に変更に係る所定の届出を行わなければなりません。

なお、提出部数は2部（正本1部、副本1部）、提出方法は原則持参としております。

### 特定施設に関わる届出【騒音規制法】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
特定施設設置	工場または事業場に特定施設を設置するとき	設置工事に着手する30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・使用・数変更等届出書</li> <li>・騒音防止の方法（別紙1）</li> <li>・附近の見取図</li> <li>・敷地内の建物配置図</li> <li>・機械施設の配置図</li> <li>・設置する施設の概要（カタログ等）</li> <li>・敷地境界における騒音予測計算書</li> </ul>
特定施設使用	既存の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設となった日から30日以内	
特定施設の種類の数変更	特定施設の種類の数が、届出済の数の2倍を超えて増加するとき	設置工事に着手する日の30日前まで	
騒音の防止の方法変更	騒音の防止の方法を変更することにより、当該特定工場等から発生する騒音が増加するとき	工事に着手する日の30日前まで	
氏名等変更	代表者の氏名、住所、工場等の名称、所在地等に変更があったとき	変更があった日から30日以内	
特定施設使用全廃止	特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	
承継	特定施設の全てを譲り受けまたは借り受けたとき、相続または合併があったとき	承継があった日から30日以内	

### 特定施設に関わる届出【振動規制法】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
特定施設設置	工場または事業場に特定施設を設置するとき	設置工事に着手する30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・使用・数変更等届出書</li> <li>・振動防止の方法（別紙1）</li> <li>・附近の見取図</li> <li>・敷地内の建物配置図</li> <li>・機械施設の配置図</li> <li>・設置する施設の概要（カタログ等）</li> <li>・敷地境界における振動予測計算書</li> </ul>
特定施設使用	既存の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設となった日から30日以内	
特定施設の能力及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更	特定施設の能力及び能力ごとの数が、増加するとき、特定施設の使用時間の繰り上げまたは繰り下げを行うとき	設置工事に着手する日の30日前まで 使用方法を変更する日の30日前まで	
振動の防止の方法変更	振動の防止の方法を変更することにより、当該特定工場等から発生する振動が増加するとき	工事に着手する日の30日前まで	
氏名等変更	代表者の氏名、住所、工場等の名称、所在地等に変更があったとき	変更があった日から30日以内	
特定施設使用全廃止	特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき	使用を廃止した日から30日以内	
承継	特定施設の全てを譲り受けまたは借り受けたとき、相続または合併があったとき	承継があった日から30日以内	

指定騒音施設及び指定騒音作業に関わる届出【さいたま市生活環境の保全に関する条例】

届出の種類	届出の名称	届出の期限	添付書類
指定騒音施設設置	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・使用・数変更等届出書</li> <li>・附近の見取図</li> <li>・敷地内の建物配置図</li> <li>・機械施設の配置図</li> <li>・設置する施設の概要(カタログ等)</li> <li>・敷地境界における騒音予測計算書</li> </ul>
指定騒音施設使用	〃	〃	
指定騒音作業開始	指定騒音作業を行おうとするとき	開始の日の30日前まで	
指定騒音作業実施	既に実施している作業が新たに指定騒音作業に指定されたとき	指定騒音作業に指定された日から30日以内	
指定騒音施設の種類及び能力ごとの数・指定騒音作業の種類変更	指定騒音施設の種類ごとの数が、届出済の数の2倍を超えて増加するとき、指定騒音作業の種類を変更するとき	変更があった日から30日以内	
騒音の防止の方法変更	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	「特定施設に関わる届出(騒音)」に準ずる	
氏名(名称、住所、所在地)変更	〃	〃	
指定騒音施設使用・指定騒音作業全廃止	〃	〃	
承継	〃	〃	

指定振動施設に関わる届出【さいたま市生活環境の保全に関する条例】

「特定施設に関わる届出(振動)」に準ずる

●お問合せ・提出先について

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

住 所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 (さいたま市役所2階)

電 話：048-829-1332

FAX：048-829-1991